

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）

～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～



平成 31 年 2 月



愛知県教育委員会

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」では、子供の読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」としています。

愛知県では、平成16年に「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定し、およそ5年ごとに改定しながら、全ての子供たちが自主的に読書活動ができるよう取組を進めてきました。

その結果、子供たちが読書に親しむ環境は整いつつあり、平成30年1月に本県が実施した調査では、7割以上の子供が「読書が好き」と答えています。一方で、5年前と比べると、読書が好きであっても、1か月に全く本を読まない子供の割合は高くなっていることも分かりました。

近年、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、様々な文字情報や漫画、動画など、子供たちの周囲には魅力的で多彩な情報があふれ、容易に手に入るようになりました。また、勉強や課外活動などもあり、子供たちの生活が多様化、多忙化する中で、読書をする時間が更に減少することが懸念されます。

このような状況の中、子供が本に触れ、読書の楽しさを知り、本を読む機会を増やすためには、生活の中に読書を取り入れていく必要があると考えます。

そこで、この度、「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～」を策定しました。

今後、愛知県は、この計画を基に積極的な取組を進め、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら、読書を取り入れた生活習慣を確立することを促し、豊かな感性と思考力・判断力・表現力を身に付け、「生きる力」を備えた子供を育てていけるよう、子供の読書活動を推進していきます。

平成31年2月

愛知県教育委員会